別紙 – 破損・火災・爆発・落雷・盗難 時の保証限度額

事 由	状 況	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度
故 障	分 損	対象機器購入金額の100%未満を限度に修理代金（部品代＋修理代等）を弊社指定の保険会社にて負担します（1回の事故で100%を超過の場合、全損とし保証契約は失効します。）。			
（ハードウエア）	全 損	1回の事故で修理代金（部品代＋修理代等）が対象機器購入金額の100%以上となった場合、その時点で対象機器は全損失効とします（対象機器購入金額の一部を支払）。			
火災・破損等	分 損	各保証年度毎に設定される下記金額を限度に修理代金（部品代＋修理代等）を弊社指定の保険会社にて負担します（1回の事故で下記限度額を超過の場合、全損とし保証契約は失効します）。			
	全 損	1回の事故で 対象機器購入金額の100% （対象機器の保証終了）	1回の事故で 対象機器購入金額の60% （対象機器の保証終了）	1回の事故で 対象機器購入金額の50% （対象機器の保証終了）	1回の事故で 対象機器購入金額の40% （対象機器の保証終了）

（補1）メーカーで修理不能の場合にも全損となります。
（補2）盗難事故の場合、上記表中「火災・破損等」の全損とみなします。
（補3）全損時は現金で加入者へ一部金額を返金致します。

保証規定

本書は表面に記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、本保証期間中に故障が発生した場合は、持込修理に限りその故障の修復作業・費用を、全損又は破損の事故が発生した場合は、当該登録機器購入額（製品代金と消費税の合計額）の全部又は一部の払い戻しを、ディーアイエステクノサービス（株）が保証する内容を規定するものです。（但し、保証規定に基づく）

1．（定　義）

（1） 登録機器　：　① ノート型、一体型はそれぞれ１台を登録機器とします。但し、ノート型のサイズはB5サイズ以上を登録機器とします。
② デスクトップ型の別売りディスプレイ、別売のＰＣ本体は、それぞれ単体を登録機器とします。
③ デスクトップ型の別売りディスプレイと、別売のＰＣ本体を同時加入（合計機器価格にて保証加入料を算出）した場合は、１セットにて登録機器とします。この場合、購入価格も合計機器価格とします。
④ デスクトップ型のセット売り（ディスプレイとＰＣの価格が不可分の場合）は、1セットを登録機器とします。
⑤上記のディスプレイの大きさは、20型以下を登録機器とします。但し、登録機器の製造者が定める20型ワイドは登録機器から除きます。

（2）「故障」：　登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態時に発生したハードウェア障害をいいます。

（3）「分損故障」：　「故障」の見積修理代金が、表記の保証限度額未満の「故障」をいいます。

（4）「破損」：　落下、衝突等の偶然又は過失の事故や落雷による損傷をいいます。但し、重過失又は故意によるものは除きます。

（5）「分損破損」：　「破損」の見積修理代金が、表記の保証限度額未満の場合の「破損」をいいます。

（6）「全損Ａ」：　「故障」の見積修理代金が保証限度額以上の障害をいいます。

（7）「全損Ｂ」：　火災・爆発、盗難等による登録機器の滅失等による修理不能な損傷をいいます。但し、重過失又は故意によるものは除きます。

（8）「全損Ｃ」：　見積修理代金が登録機器の保証年度別限度額以上の「破損」をいいます。但し、重過失又は故意によるものは除きます。

（9）「のびるクン」：　「故障」のうちの「分損故障」の修理保証または「全損Ａ」の場合の保証限度額の返還保証をいいます。但し、弊社の手数料および諸経費を除きます。

（10）「まもるクン」：　「故障」のうちの「分損故障」の修理保証＋「破損」のうちの「分損破損」の修理保証、又は、「全損Ａ」、「全損Ｂ」もしくは「全損Ｃ」の場合の保証限度額返金保証をいいます。但し、弊社の手数料及び諸経費を除きます。

2．（保証内容）

（1）「のびるクン」の場合
① 本保証への加入可能な期間は、登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。但し、登録機器の製造者が登録機器に添付する保証書等において、定める登録機器を無償で修理等を行なう期間が購入日から１年以上あるものとします。また、加入日が購入日以降の場合は、加入日以前の本保証は受けられないものとします。
② 保証期間の起算日は、登録機器の購入日とします。
③ 保証期間中に登録機器に「故障」が生じた場合は、別途記載の弊社受付窓口に御連絡いただき、弊社からの指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額未満の範囲内の「分損故障」であれば、保証期間中当該故障を無料で修復致します。
④「故障」見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損Ａ」と認定し、弊社の手数料および諸経費を除き、保証限度額を返還致します。
⑤ 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担頂ける場合は修理を行います。
尚、前各号のいずれの場合も、事前に弊社の了解を得ずに他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません

（2）「まもるクン」の場合
① 本保証への加入可能期間は、登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。但し、登録機器の製造者が登録機器に添付する保証書等において、定める登録機器を無償で修理等を行なう期間が購入日から１年以上あるものとします。また、加入日が購入日以降の場合は、加入日以前の本保証は受けられないものとします。
② 保証期間の起算日は、登録機器の購入日とします。
③ 保証期間中、登録機器に「故障」が生じた場合は、別途記載の弊社の受付窓口に御連絡いただき、弊社の指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額未満の範囲内の「分損故障」であれば、保証期間中当該故障を「のびるクン」同様に当該故障を無料で修復致します。
④「故障」見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損Ａ」と認定し、弊社の手数料および諸経費を除き、保証限度額を返還致します。
⑤ 保証期間中、登録機器に「破損」が生じた場合は、別途記載の弊社受付窓口に御連絡いただき、弊社の指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が保証期間の年度別保証限度額未満の範囲内の「分損破損」であれば保証期間中、当該「破損」を無料で修復致します。「破損」の見積修理代金が登録機器の保証期間の年度別保証限度額以上になる場合は、「全損Ｃ」と判定し、弊社の手数料および諸経費を除き、保証期間の年度別の保証限度額を返還致します。
⑥ 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担頂ける場合は修理を行います。
⑦ 保証期間中、登録機器に「全損Ｂ」に該当する事故が生じた場合、本保証書と共に事故証明書を提出して頂ければ、登録機器の保証期間の年度別保証限度額から弊社の手数料および諸経費を除き返還致します。尚、事故により本保証書が喪失している場合は、その旨を弊社の受付窓口に申し付けください。
前各号のいずれの場合も、事前に弊社の了解を得ずに他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象となりません。

3．（保証の限度額）

（1）「のびるクン」の場合
保証内容に従い、保証期間を通じて登録機器の消費税込み購入額の１００％を保証限度額と設定します。

（2）「まもるクン」の場合
無償の修理保証の年度別保証限度額又は返還する保証限度額は、以下の通りとします。
①「故障」時の場合・・・「のびるクン」同様の保証内容に従い、保証期間を通じて登録機器の消費税込みの購入額１００％を保証限度額と設定します。
②「破損」、「火災・爆発」、「落雷」、「盗難」時の場合

保証期間１年度目の保証限度額	機器購入額の100％
2年度目の保証限度額	機器購入額の　60％
3年度目の保証限度額	機器購入額の　50％
4年度目の保証限度額	機器購入額の　40％
5年度目の保証限度額	機器購入額の　30％

尚、保証限度額を返還する場合、弊社において上記保証の確認のために費用を要したときは、その費用は差引いてお支払い致します。「全損Ｂ」または「全損Ｃ」の場合の保証限度額返還請求方法については第11項をご参照ください。

4．（修理依頼）

本保証「のびるクン」又は「まもるクン」に基づき「故障」又は「破損」の修理を依頼される場合には、プログラム、データ、記録媒体、メーカー純正でない部品及び付加物は、事前に登録機器から取り外し、登録機器を本保証書と修理依頼書と共に弊社に修理をご依頼ください。登録機器に記録又は付加された状態で引き渡された場合には、弊社はこれらの部品、付加物には一切責任を負いません。
また、修理依頼書のお客様の署名または記名押印欄に署名のご記入および押印ください。修理依頼書にお客様の署名または記名押印その他必要事項のご記入がない場合は修理をお受けできません。
尚、弊社もしくは弊社指定の委託修理会社にて修理に使用する交換部品については、良好に稼働する部品とします。
弊社は、自己の費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、または一部を第三者に委託する事ができるものとします。
修理受付時間等に関しましては、弊社就業規則に基づいて受付致します。

5．（データ）

お預かりする登録機器の取扱いや格納されたお客様固有のデータまたはプログラムのセキュリティ管理には細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、バックアップをお客様において実施のうえお預けください。
また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、お客様においてお客様固有のデータまたはプログラムを削除したうえでお預けください。
なお、修理等の実施によりお客様の固有のデータやプログラムが失われることがありますが、弊社は登録機器に格納されたお客様固有のデータまたはプログラムに対する保証は一切責任を負いません。
また、お客様がお客様固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、弊社は責任を負いかねます。

6．（保証限度額の払い戻し依頼）

（1） 登録機器が「全損Ｂ」に該当し、本保証「まもるクン」に基づき第３項（２）の払い戻しを　受ける場合には、本保証書・修理依頼書と共に事故証明書を弊社にご提示してください。

（2） 登録機器が「破損」に該当すると思われる場合は、破損状況がいかなる場合であっても当該「破損」機器を弊社へ修理依頼をして頂きます。「分損破損」、「全損Ｃ」の判断は弊社にて行ないます。

7．（失　効）

次の場合、本保証規定に基づく保証は失効するものとします。
「のびるクン」の場合
（1） 保証期間が終了したとき。
（2） 本保証による１回の見積修理代金の合計が登録機器の保証限度額以上となり、「全損Ａ」と認定されて保証限度額の返還を受けたとき。
（3） 前項の保証限度額の返還を受けず、超過修理代を支払って修理を受けたとき。
（4） 保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与又は譲渡されたとき。
「まもるクン」の場合
（1） 保証期間が終了したとき。
（2） 本保証による１回の見積修理代金の合計が登録機器の保証限度額以上となり、「全損Ａ」と認定されて保証限度額の返還を受けたとき。
（3） 前項の保証額の返還を受けず、超過修理代を支払って修理を受けたとき。
（4） 「全損Ｂ」「全損Ｃ」に該当し、保証期間の年度に応じた保証限度額の払い戻しを受けたとき。
（5） 保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与又は譲渡されたとき。

8．（通　知）

登録機器に対する代替品がメーカー又は販売店から提供された場合は、登録機器を購入された（本保証を加入された）販売店にご連絡ください。登録機器の製造番号の登録変更手続きを弊社にて行ないます。本通知が弊社へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意下さい。

9．（保証条件）

次の場合には、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。
（1） 弊社の事前の了解なく他社で修理されたとき。
（2） 修理の際、本保証書の提示がないとき。
（3） 本保証書に必要記述事項の記入がない場合、あるいは字句を書き替えられたか、書き加えられたとき。
（4） 登録機器購入後以降に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、又はこれらの付加物に起因する故障。
（5） 本保証規定の第12項、第15項、第16項に該当する場合

10．（取消又は解約）

（1）本保証の加入後は、加入の取消し又は解約は一切できません。
（2） 本保証加入時に支払われた加入金のご返金は、いかなる事情がございましても返金致しません。

11．（保証請求）

（1） 万一「全損Ｂ」「破損」の事故が発生した場合、お客様は速やかに弊社に報告しなければなりません。事故報告が不当に遅延した場合で、且つ事故の確認がとれない場合は、本保証書に基づいて保証請求することはできません。
（2） 次の事由により本保証書に基づいて保証請求する場合には、それぞれの事由ごとに、所定のパソコン延長保証修理依頼書に記入の上、下記記載の書類を弊社に提出して頂きます。
①火災・爆発による損害の場合：消防署の罹災証明書
②盗難による損害の場合：警察への盗難届出警察署名、届出日、受理番号
（3）本保証請求による事務処理は、弊社規定によります。

12．（保証対象外の費用等）

（1） ご指摘頂いた現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。但し、現象非再現の場合の診断料は、本体カバーを外して作業を行った場合は本保証の対象とします。
（2） ハードディスクドライブ交換に伴う再インストール費用（但し、プレインストールがなされている部品は部品扱いとして本保証の対象とします）。
（3） オーバーホール（具体的症状が発生していない製品の点検、部品交換等）費用
（4） 修理依頼の為のお客様からの送料・交通費、修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用

13．（適用地域）

本保証書は日本国内のみにおいて有効です。

14．（「故障」及び「破損」等の認定）

「分損故障」「分損破損」「全損Ａ」「全損Ｂ」「全損Ｃ」の認定および見積修理額の算出は弊社で行いお客様に速やかにご通知致します。上記の認定について、お客様と弊社との間で見解の相違が生じた場合には、弊社を通じて中立的な第三者の見解を求めることがあります。
また、本保証に関して紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

15．（保証の対象とならない場合－その１）

直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の「分損故障」を含む「故障」又は「分損破損」を含む「破損」もしくは「全損Ａ」「全損Ｂ」「全損Ｃ」の損害については本保証の対象外とします。（但し、有料にて修理を受け付けることがあります。）
（1） 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による故障または損害。
（2） 地震もしくは噴火又はこれらによる津波、あるいは台風、豪雨等による水災に起因した故障又は損害、又、ガス害・塩害・公害及び異常電圧による損害。
（3） 自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はねずみ食い、虫食いによる故障又は損害。
（4） オプション製品・部品、ソフトウェア、パソコンのケーブル・コード・アダプター・PCカード・コネクター・マウス・タッチペン・テンキー・外付けスピーカ等の付属品・アクセサリー等、その他特に弊社が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張カード／拡張メモリー等）、バッテリー、乾電池、周波数変更部品、クランプ類、ねじ類、電球類による故障又は損害
（5） ソフトのバグ、コンピューターウィルス等による故障又は損害、又（４）で記載する製品又は部品のインストール・設定などのユースウェア障害又は不正なインストールによる故障又は損害、登録機器の清掃料金。
（6） ブラウン管、LCDパネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、蛍光体の焼き付け等）
（7） 使用者の登録機器の不適正な使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
（8） 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による故障又は損害。
（9） 火災、落雷、破裂、爆発又は外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事故による故障又は損害（但し、保証内容を「まもるクン」としている場合は保証対象とします。）
（10） 地盤変動又は地盤沈下を原因とする事故又は損害。
（11） 登録機器の故障又は損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障もしくは損傷などの損害。
（12） 使用上支障のない外観のキズ、症状の出ない不良等。
（13） 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機械の改造又は付加（CPU、マザーボード、ハードディスクドライブ等の部品交換・調整を含みます）により生じた登録機器の故障及び損害（但し、保証内容を「まもるクン」としている場合は、故意・重過失以外の移動及び不注意に起因した損傷は保証の対象とします。）
（14） 機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
（15） 車両、船舶等に搭載して使用された場合の故障又は損害。
（16） 盗難を証明できない紛失・置き忘れによる損害。
（17） 差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
（18） 詐欺・横領による損害。
（19） 使用者の故意・重過失により生じた損害。

16．（保証の対象とならない場合－その２）

（1） 登録機器の付替品に故障又は破損が生じた場合。
（2） 初期不良を含み、登録機器の引渡し時に自動的に交付される本保証書以外の他の保証書（メーカー保証書含む）又は保険を用いて修理又は保証が可能な故障及び損傷の場合。
（3） 保証期間が終了した後（全損による本保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。
（4） 一般家庭用以外（例えば業務用の長時間使用、車輌、船舶への搭載）に使用された場合の故障及び損害。但し、法人向けの保証料にてご加入された場合、業務上使用は保証の対象とします（この場合であっても車輌、船舶への搭載時の故障又は損害は含まれません）
（5） 部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
（6） メーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。又、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
（7） 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）
（8） 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）

17．（秘密保持）

（1） お客様および弊社は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本保証の提供期間中のみならずその終了後も第三者（本保証第4項に基づき弊社が委託修理業者に開示する場合を除きます。）に開示または漏洩してはならないものとします。
（2） 上記（1）にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
① 一般に入手できる情報
② 知得時に既に保有していた情報
③ 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
（3） 弊社は、お客様より送付いただいた「DIS延長保証バックのびるクン・まもるクン ユーザー登録書」に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、次の各号に定める目的以外には使用いたしません。
①本保証の提供およびその向上に利用する目的

18．（個人情報）

（1） 弊社は、お客様の個人情報を適切に保護し、本保証の提供および本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。
（2） 弊社は、次の各号に該当するときを除きお客様の個人情報を第三者に提供いたしません。
①お客様の同意がある場合。
②お客様個人の識別ができない統計データなど二次的データとして開示する場合。
③本保証履行の為の業務委託先、提携先（保険代理店を含む）に開示する場合。
④法令により開示が求められた場合。
（3） 弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、本保証履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

19．（本保証の提供の中止）

本保証は、メーカー保証を延長して保証します。弊社の事情により本保証の休止または中止をする場合があります。お客様はこれを理由に主契約を解除、解約等することはできません。また、弊社は本保証の休止、中止等によりお客様に損害が発生しても何ら責任を負わないものとします。尚、お客様は本保証の中止を理由に、弊社に対し、「延長保証」の料金の返還、または減額の請求等はできないものとします。

20．（規定変更）

弊社は、本規定内容を変更する必要が生じた場合は、予告なく本規定を変更することができるものとします。
尚、変更後の本規定は弊社ホームページで掲示します。

21．（交換部品の所有権）

本保証の履行に伴って交換された故障部品（老朽部品を含みます）の所有権は、全て弊社に帰属するものとします。